

## 三監告示第2号

### 定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を三条市監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により本書のとおり公表します。

令和4年2月25日

三条市監査委員 長 橋 昇

三条市監査委員 椛 澤 綾 子

三条市監査委員 武 石 栄 二

### 記

- |         |                     |
|---------|---------------------|
| 1 監査の対象 | 「定期監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 監査の期間 | 同 上                 |
| 3 監査の方法 | 同 上                 |
| 4 監査の結果 | 同 上                 |

## 定期監査結果に関する報告書

- 1 監査の対象 令和2年度及び令和3年度における栄サービスセンター、下田サービスセンター、教育委員会事務局教育総務課、子育て支援課及び小中一貫教育推進課所管（分掌）事務に係る財務に関する事務の執行状況
- 2 監査の期間 令和3年12月17日から令和4年2月25日まで
- 3 監査実施委員 長 橋 昇  
椛 澤 綾 子  
武 石 栄 二
- 4 監査の方法  
定期監査は、令和2年度及び令和3年度における財務に関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。
- 5 監査の結果  
事務事業は、おおむね適正に執行されていた。  
なお、軽微な事務処理の誤り等で特に記述すべき事項は、次のとおりである。
  - (1) 文書事務において、文書整理簿における処理状況等の記入漏れ、起案文書に決裁日の記入がない、専決区分の誤り等の事例があった。
  - (2) 財務会計処理事務において、旅費の支給漏れ等の事例があった。
  - (3) 現金出納事務において、日付等の手書き修正、現金を長期間金庫に保管していた等の不適切な事例があった。